



袴田事件・再審差し戻し

衣類血痕 審理不十分

最高裁は「袴田事件」で死刑が確定している袴田巖さんの第2次再審請求特別抗告審で、12月23日までに再審査開始を認めなかった東京高裁決定を取り消し、審理を差し戻す決定をしました。

静岡地裁が2014年、袴田さんの再審開始を決定し、死刑と拘置の執行停止も認め袴田さんは釈放されました。しかし検察側が即時抗告し、18年に東京高裁は再審開始を取り消しましたが、死刑と拘置の執行停止は維持していました。

組合員・OB・家族の皆さんにはこの間、袴田さんの再審無罪を求める署名の取り組みなどにご協力いただき、ありがとうございました。最高裁では再審開始の決定とはなりませんでしたが、東京高裁へ審理を差し戻したことは、袴田さんの無罪に一步近づいたとも言えると思います。

審理が差し戻されたことで、再審請求はさらに長期化しますが、袴田さんの無罪を勝ち取るため、そしてえん罪のない社会をつくり、平和・人権・民主主義を守るため、JR東海労は奮闘していきます。